

○東京港埠頭株式会社 WEB ページ広告取扱要領(公園事業室)

平成 20 年 12 月 10 日

(趣旨)

第1条 この要領は、東京港埠頭株式会社広告掲載要綱(以下「要綱」という。)第5条の規定に基づき、要綱に定めるもののほか、東京港埠頭株式会社(以下「会社」という。)の WEB ページへの広告掲載に関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 WEB ページへの広告掲載は、民間企業等との協働により会社の新たな財源を確保し、WEB ページのアクセシビリティの向上及び各ページの内容の充実などの財源に充てることを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) WEB ページ 会社が管理する WEB ページのうち公園事業室の所管する WEB ページのことをいう。
- (2) バナー広告 WEB ページ内に表示される広告画像で、広告掲載可の決定を受けた者(以下「広告主」という)の指定する WEB ページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第4条 WEB ページに掲載する広告は、バナー広告(以下「広告」という。)とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第5条 WEB ページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先 WEB ページ内容の範囲は、要綱第4条及び東京港埠頭株式会社広告掲載基準の規定に準ずるものとする。

(広告の規格)

第6条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ	縦 60 ピクセル×横 140 ピクセル
形式	GIF(アニメ可、透過 GIF 不可)・JPEG・PNG
データ容量	5KB 以下
その他	画像のスライス(分割) 不可

- 2 前項と異なる規格については、公園事業室長が別途定めることとする。
- 3 次の表現を含んだ広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。
 - (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
 - (2) アラートマーク
 - (3) ラジオボタン
 - (4) テキストボックス(入力できるように見えるもの)
 - (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)
- 4 GIF アニメを用いる場合は、ユーザーに不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。
 - (1) コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止とする。
 - (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする。
 - (3) その他画面が点滅するものは、点滅間隔を40/100秒以上とする。
- 5 次の表現については、ユーザーがWEBページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。
 - (1) WEBページと類似の色調及び字体を使用するもの
 - (2) 会社の事業であると錯誤しやすいもの
 - (3) 事業者の名称又は商品及びサービスの名称が書かれていないもの
- 6 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。
- 7 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第7条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は、別紙のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第8条 広告を掲載する期間は、1か月を単位とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、公園事業室長が別途定める。

3 申込者が望む場合、公園事業室長は複数月の申込み及び掲載を認めることができる。

(広告掲載の募集)

第9条 広告掲載の募集は公募を原則とし、WEBページや資産等に募集案内等を掲載する。ただし、公園事業室長が募集の必要がないと認めたときは、公募を行わないことができる。

- 2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。
- 3 公園事業室長は、公募を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第10条 WEB ページへの広告を掲載しようとする者(以下「申込者」)は、WEB ページ 広告掲載申込書により、郵送、FAX 又は E メールで、公園事業室長が指定する期間内に申し込むこととする。

(広告掲載の決定)

第11条 公園事業室長は、第5条及び要綱第10条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

- 2 公園事業室長は、広告掲載の可否について、広告掲載結果通知書により申込者に通知する。
- 3 公園事業室長は、申込者が、第7条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。なお、同順位のものの中では掲載希望月数の多いものを優先することができる。
 - (1) 国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人、公社、公団、公益法人又はこれらに類するものの広告
 - (2) 法人その他団体(前号に掲げるものを除く。)又は事業を営む個人で、東京臨海地域に本社、支店、営業所、店舗等を有するものの広告
 - (3) 前2号に該当しないものの広告
- 4 前項の規定によっても、申込者が第7条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(広告掲載内容の承諾)

第12条 広告主は、掲載内容及び条件等を記載した承諾書を公園事業室長に提出する。

(広告原稿の作成及び提出)

第13条 広告主は、広告原稿を公園事業室長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

- 2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料)

第14条 広告掲載料については、類似広告の市場価格等を勘案し、公園事業室長が決定する。

2 広告主は、広告掲載料を公園事業室長の指定する期日までに、原則として一括前納するものとする。

3 広告掲載料は1か月を料金の単位とし、日割り計算は行わない。

(延滞利息)

第15条 広告主の責めに帰すべき理由により、第14条の規定による広告掲載料の支払いが遅れた場合においては、公園事業室長は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき、又は、その金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第16条 広告の内容及びデザイン等については、会社WEBページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広告主と公園事業室長が指名する者が必ず協議することとする。

(広告内容等の変更)

第17条 公園事業室長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページ内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第18条 公園事業室長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
- (4) 広告主、広告の内容またはリンク先WEBページの内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき
- (5) その他、WEBページへの広告掲載が適切でないと会社が判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

第19条 広告主は自己の都合により、WEB ページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により公園事業室長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第20条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額総額の総額とする。
- 3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第21条 広告掲載期間内に、会社の都合で WEB ページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

- 2 広告主の責に帰さない理由により、会社が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告主の責務)

第22条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、公園事業室長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(リンク先)

第23条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに公園事業室長に連絡するものとする。

(裁判管轄)

第24条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、会社の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(疑義等の決定)

第25条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

(その他)

第26条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は要綱の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 20 年 12 月 10 日から施行する。

広告の掲載ページ、枠数及び位置等

掲載ページ	海上公園ガイド「ぐる〜っと海オンライン」
アクセス件数	月間平均 約 13,000 件 ※ 平成 19 年 7 月から平成 20 年 6 月まで(1 年間)の月平均実績。 ※ このデータは参考であり、毎月のアクセス数を保証するものではない
掲載料金(月額)	1 枠につき、10,500 円(税込み)
募集枠数	12 枠
掲載期間	平成 21 年 2 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで ※ 申込みは、1 ヶ月を単位とする。(最大14ヶ月)
募集期間	平成 21 年 1 月 13 日(火)以降、随時。

【掲載イメージ、位置】

